令和７年（フ）第１２６６号
広島市東区曙１丁目１番11―203号、開始決定時の住所広島市南区青崎２丁目19番１―332号
破産者　後藤　祐輔
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４６６号
北九州市戸畑区中原西２丁目４番３―306号、前住所北九州市小倉北区高峰町７番12―103号
破産者　春本　　愛
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５２２号
北九州市小倉南区南方４丁目８番４号（B201）
破産者　春本工業こと　春本　将志
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第６１７号
福岡県遠賀郡水巻町二東３丁目８番12号
破産者　がんばれ日本こと　松岡しのぶ
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第４７号
山形県鶴岡市羽黒町十文字字十文字150番地、開始決定時の住所山形県酒田市若宮町２丁目20番１号
破産者　佐藤　茂人
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第５号
岐阜市鏡島西１丁目９番39号、前住所岐阜市本荘1941番地67
破産者　松下　幸夫
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第１８７号
山口市朝倉町５番１号　アール・グレイＡ棟104号、前住所山口市下小鯖1330番地22
破産者　青木　敏寿
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第１５号
山口県宇部市亀浦５丁目４番７―７号、開始決定時の住所山口県宇部市大字妻崎開作2046番地12
破産者　土井　　学
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和５年（フ）第１４４号
宮崎県都城市志比田町4982番地１　リアンミルペ108号室
破産者　濵田　光明
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１０３９号
宮城県岩沼市中央４丁目８―49　スタンフォードブリッジ103、従前の住所宮城県岩沼市土ケ崎一丁目６番38―101号
破産者　川内真実子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２８８７号
神奈川県鎌倉市笛田５丁目５番３号
破産者　島村　建人
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２９１０号
神奈川県綾瀬市落合南４丁目６番３号　アムール長坂弐番館201
破産者　中村　　淳
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３２６５号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田4108番地410　リリ西軽井沢Ａ202号室、開始決定時の住所横浜市磯子区汐見台３丁目５番地１3501棟142号
破産者　田口　裕加
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６４号
岐阜県不破郡垂井町1433番地の４、開始決定時の住所岐阜県大垣市長松町1039番地４
破産者　島岡　直輝
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第１２９号
鳥取県米子市和田町3197番地16
破産者　一川喜美子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第５２号
島根県松江市八束町波入2417番地４、居所代替居所Ａ
破産者　門脇　　新
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部